

SHOW "No Action No-result"

ご存知ですか？ステルス・マーケティング という詐欺的なアプローチには注意！ ～10/1 から規制開始～

ステルス・マーケティングとは、一般消費者に商業広告であることを明示せず密かに販売促進や宣伝をする行為をさします。インフルエンサー（世間に与える影響力のある行動をビジネスとして行う人）を利用し、その効果を高める手口も現れており、その防止策として本年10月1日から本件の規制（景品表示法で違法規定を整備）が開始されています。具体的例示は以下の図説をご覧ください。



ステルスという言葉は「ステルス戦闘機」の表現でよく使われますが、言葉の意味は「隠密」「こっそり行う」ことを意味します。



消費者庁公表の景品表示法改正内容（ステルスマーケティング規制内容）はコチラから。



1
「広告」であることが
明確か

×
規制の対象

不記載・不明瞭



2
事業者が第三者の
表示内容に関与しているか

例えば、対価を
提供する関係



社会通念上、
PRであることが明らか

○
規制の対象外



自主的な意思で表示



景品表示法上の規制(処罰は「措置命令」を当局から受けます)の対象となるのは、上記×規制の対象に関わった事業者です。上記図説の人(インフルエンサー等)自体は同法での処罰対象にはなりません(但し、実害を受けた一般消費者がこれらの人を他の法規定に基づいて訴える、あるいは、何らかの社会的な制裁を受ける可能性も内在しており、景品表示法でインフルエンサー等への適切な対応を事業者に求めています)。

詳しくは、前頁(表面)掲載の QR コードで展開したサイト上から「景品表示法とステルスマーケティング～事例で分かるステルスマーケティング告示ガイドブック (PDF ファイル: ファイルサイズは 3MB)」を是非ご覧ください。 【本稿はこれで終わり】